

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(国土交通省 国土政策局 特別地域振興官)

| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|--|----------------|-----------|--------|-----------|----------------|------|------|---------|-----------|-----------|
| 項 目 名 | 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長 | | | | | | | | | | |
| 税 目 | 所得税、法人税 | | | | | | | | | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>【要望】 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5 年間、償却限度額：機械・装置にあっては普通償却限度額の 32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の 48%）の適用期限を 1 年間（令和 6 年 3 月 31 日まで）延長する。</p> <p>【現行制度】 1．製造業・旅館業 (1) 対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">資本金の規模</td> <td style="width: 25%;">5,000万円以下</td> <td style="width: 25%;">5,000万円超 1億円以下</td> <td style="width: 25%;">1億円超</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上</td> <td>2,000万円以上</td> </tr> </table> <p>2．農林水産物等販売業・情報サービス業等 (1) 対象 資本金 5,000 万円以下の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 資本金 5,000 万円超の事業者：機械・装置、建物・附属設備、構築物の新增設に係る取得等 (2) 取得価額の下限值 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が500万円以上である場合</p> <p>【関係条文】 ・奄美群島振興開発特別措置法第11条第 1 項及び第 8 項 (所得税) 租税特別措置法第12条第 4 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第14項第 4 号、第15項第 4 号、第24項、第25項及び第26項 租税特別措置法施行規則第 5 条の13第 8 項、第 9 項及び第10項</p> | | | 資本金の規模 | 5,000万円以下 | 5,000万円超 1億円以下 | 1億円超 | 取得価額 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 |
| 資本金の規模 | 5,000万円以下 | 5,000万円超 1億円以下 | 1億円超 | | | | | | | | |
| 取得価額 | 500万円以上 | 1,000万円以上 | 2,000万円以上 | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|-----------|-------|------------|---------------|----------|----------|
| | <p>(法人税) 租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 25 項、第 26 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項</p> <table border="1" data-bbox="874 282 1490 472"> <tr> <td data-bbox="874 282 1193 338">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1193 282 1490 338">- 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 338 1193 416">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1193 338 1490 416">(400 百万円の内数)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 416 1193 472">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1193 416 1490 472">(- 百万円)</td> </tr> </table> | 平年度の減収見込額 | - 百万円 | (制度自体の減収額) | (400 百万円の内数) | (改正増減収額) | (- 百万円) |
| 平年度の減収見込額 | - 百万円 | | | | | | |
| (制度自体の減収額) | (400 百万円の内数) | | | | | | |
| (改正増減収額) | (- 百万円) | | | | | | |
| <p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p> | <p>政策目的</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしながら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分でないことから、若年層の多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村が推し進める小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>施策の必要性</p> <p>政策目標である定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島においては、就業機会の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活用した自立的経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等の「製造業」、世界自然遺産登録を契機とした「旅館業」、さとうきび等の特産物を活かした「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地理的・自然的不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図る必要がある。奄美群島 12 市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」においても、「6 次産業化や特産品開発、観光コンテンツの充実などを推進していく」、「農業、観光 / 交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出... (中略) ...のための取組を推進していく」と位置づけられているところである。</p> <p>しかしながら、同地域の主力産業である「製造業」、「旅館業」、「農林水産物等販売業」における就業者数は依然として厳しい状況にあることから、設備投資や雇用機会創出の促進を強力に支援する必要がある。「情報サービス業等」については、IT 企業の誘致をはじめ、行政と連携して地元の IT スキルを持った人材育成にも取り組んでいる。更に今後テレワークやサテライトオフィス等の勤務形態が増加すると見込まれることから、企業の設備投資等を支援する必要がある。</p> | | | | | | |

| | | | |
|----------------------|---|------------------------|---|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 108 離島等の総人口 |
| | | 政策の達成目標 | 奄美群島内の令和5年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人) |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日) |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人) |
| | 有効性 | 政策目標の達成状況 | 奄美群島の令和2年度末時点の総人口は105千人となっているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いている。 |
| | | 要望の措置の適用見込み | 令和4年度 7件 令和5年度 9件 |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。 |
| | | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 |
| 予算上の措置等の要求内容及び金額 | 公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められた以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合について、嵩上げされている。 対象事業：道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処理施設、海岸、河川及び義務教育施設 | | |

| | | |
|--|----------------------------|--|
| | | <p>(根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第6条) 令和5年度予算 概算要求額 18,500百万円</p> <p>奄美群島振興交付金 奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援する。 対象事業：農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業等</p> <p>(根拠法令：奄美群島振興開発特別措置法第9条) 令和5年度予算 概算要求額 2,799百万円</p> |
| | <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> | <p>以上の措置は、主に国、地方公共団体等を対象に、道路や港湾等の社会基盤の整備、航空輸送費の軽減等の取組を支援するものである。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を主な対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>また、両施策が一体的に運用されることで、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。</p> |
| | <p>要望の措置の妥当性</p> | <p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要がある。本特例措置は、民間事業者を対象に、事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、効率的かつ効果的である。</p> <p>なお、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>また、本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としており、必要最小限の措置である。</p> |

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

| | 適用件数 | 適用額 | 減収額 |
|------|-------------|------------------|----------------|
| 令和元年 | 6件 (10件) | 10百万円 (28百万円) | 2百万円 (6百万円) |
| 令和2年 | 4件 (6件) | 7百万円 (9百万円) | 2百万円 (2百万円) |
| 令和3年 | 3件 (9件) | 5百万円 (18百万円) | 1百万円 (4百万円) |

(出典：適用件数及び適用額は鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計、法人税率は23.2%とした。)

租特透明化法に基づく適用実態調査結果

特定地域における工業用機械等の特別償却
根拠条文：租税特別措置法第45条

| | 適用件数 | 適用額 |
|--------|------|-------|
| 平成30年度 | 4件 | 14百万円 |
| 令和元年度 | 3件 | 9百万円 |
| 令和2年度 | 2件 | 6百万円 |

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展や経済の活性化及び就業機会の確保に貢献するものと考えられる。

前回要望時の達成目標

目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由

令和5年度末の目標値を令和3年度末現在では104千人と達成できているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が依然として続いている。

これまでの要望経緯

平成10年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区)
(機械等13/100 建物等8/100 2,300万円超)
平成11年度 適用期限の2年間延長
(機械等12/100 建物等7/100)
平成12年度 拡充
(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)
平成13年度 適用期限の3年間延長
(機械等11/100 建物等7/100 2,500万円超)
平成16年度 適用期限の2年間延長
拡充(離島振興対策実施地域に類する地区におけ

| | |
|----------|---|
| | る農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100 10/100 建物等 7/100 6/100) |
| 平成 17 年度 | |
| 平成 18 年度 | 適用期限を 1 年間延長 |
| 平成 19 年度 | 適用期限を 2 年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超 2,000 万円超) |
| 平成 21 年度 | 適用期限を 2 年間延長 拡充(情報通信産業等を追加) |
| 平成 23 年度 | 適用期限を 2 年間延長 |
| 平成 25 年度 | 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 適用期限の 1 年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超 500 万円超(資本規模により異なる)) |
| 平成 26 年度 | 適用期限を 1 年延長 |
| 平成 27 年度 | 適用期限を 2 年延長 |
| 平成 29 年度 | 適用期限を 2 年延長 |
| 令和 元年度 | 適用期限を 2 年延長 |
| 令和 3 年度 | 適用期限を 2 年延長 |